

広島県告示第五百十五号

広島法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十九年十月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

公共測量（基準点測量）

二 作業期間

平成二十九年九月十五日から平成三十年三月三十一日まで

三 作業地域

広島市南区堀越地区（広島市南区堀越一丁目の全部、堀越二丁目、堀越三丁目及び東青  
崎町の一部）、広島市南区大州地区（広島市南区大州三丁目の全部、大州一丁目、大州二  
丁目及び大州五丁目の一部）